

複数校志願制度実施都道府県の概要

1 複数校志願実施都道府県（市）

(1) 愛知県

複合選抜制度の実施（H1～）。2校受検を可能にするとともに、著しい学校間格差を縮小するため、募集人員・学科・地域・伝統校と新設校などのバランスを重視して設定。

- ・ Aグループ、Bグループの高校から1校ずつ、計2校まで志願できる。

<R5からの変更点>

- ・ 学力検査は、第1志望校のみで受検することとして回数を2回から1回に減。
- ・ 全校で同一の採点基準とするため、令和5年度から解答用紙をマークシートにする。

(2) 兵庫県

学びたい学校を選択できる入学者選抜制度・方法の改善を図る。（県立高等学校長期構想検討委員会「第二次実施計画」H19.3）

- ・ 入学者選抜要綱に定める高等学校を対象とし、学区ごとに実施。
（全日制普通科及び総合学科を対象）
- ・ 第1志望を優先するために第1志望校の合否判定には素点に一定の点数（「第1志望加算点」）を加点。

(3) 京都府（中期選抜）

複数の受検機会を確保するため。（H26～）

- ・ 表に掲げる高等学校において実施する。ただし、前期選抜において募集定員の100パーセントを募集する学科等、京都府立清明高等学校及び京都市立京都奏和高等学校は除く。
- ・ 第1志望として、順位を付けて2校又は2学科等まで志願できる。
- ・ 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90パーセント以内の合格者を決定する。合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第2志望については、第1志望優先で合格者を決めた後、なおその学科等に欠員がある場合、第2志望で選抜を行う。

2 メリットと課題

項 目	受検生へのメリット	実施上の課題
○受検生の心理面	・受検希望校を一つに絞れない（普通科と工業科など）場合、順位をつける必要はあるが、1つに決断しなければならないという心理的負担は軽くなる。	・数字上、競争倍率が上がるため、心理的不安を高める恐れがある。
○中学校における進路指導	・中学校の進路指導として、競争倍率等にとらわれず、第1希望の学校は本来行きたい学校を選ばせられる。	・事務処理（作成書類）の負担が増すことが懸念される。
○その他		・各高等学校における採点基準の統一。 ・合否判定のために必要な時間の増加。